

吹田市介護保険法施行条例の一部改正について

1 制定の背景

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、通所介護のうち利用定員が厚生労働省令で定める数未満（19 人未満）のものを新たな地域密着型サービスである地域密着型通所介護として位置付ける改正が平成 28 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、地域密着型通所介護に関する基準を追加するための改正をする必要があります。

2 厚生労働省令で定められる基準に対する本市の考え方

今回の条例委任については、介護保険法の施行に関して必要な事項を定めた「吹田市介護保険法施行条例」の一部を改正することにより対応します。

なお、今回の改正については、国の基準を基本としており、独自の基準についても現行の地域密着型サービスと同基準とします。

3 吹田市独自基準

記録の保存年限の延長	
厚生労働省令基準	その完結の日から 2 年間保存しなければならない。
市基準	保存年限を 5 年とする旨を規定する。

4 制定スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 市議会へ条例案を提出 | 平成 28 年（2016 年）12 月予定 |
| (2) 事業者に対する通知 | 平成 29 年（2017 年）2 月頃 |
| (3) 条例の施行 | 公布の日から施行します。 |